

ケアの倫理に基づくトクヴィル型政治思想の再検討

杉 本 竜 也

はじめに

本稿の目的は、ケアの倫理やケアのデモクラシー論の視点から、デモクラシーと市民社会に関する政治思想の中核であるトクヴィル型政治思想を再検討することにある。

ここでケアのデモクラシー論と呼んでいるものは、ケアの倫理の影響を受けて構想されたデモクラシー理論のことである。ケアの倫理に関する研究は、一九八〇年代より主としてフェミニズムの領域で研究が行われ、近年は日本においても多くの研究成果が明らかになっていく。しかし、政治学領域におけるケアの倫理に関する研究の歴史は長くはない。本稿で度々取り上げるジョアン・トロントは、ケアのデモクラシー論研究の先駆者のひとりである。

ケアのデモクラシー論は、現代のデモクラシーが自立的・自律的市民の重要性を過度に強調して、個人としての責

任だけを重視していることを批判する。現代のデモクラシーの下では、自立的・自律的市民というモデルに該当しない人間は、容易に排除されることになる。これを支援しているのは、新自由主義によって過剰な発展を遂げた資本主義とそれを最善のものと考える現代の風潮である。そのため、ケアのデモクラシー論では、経済偏重の現代デモクラシーをデモクラシーの危機として批判することを通して、新たなデモクラシーを模索する。

他方、本稿におけるトクヴィル型政治思想とは、デモクラシーの健全性の維持を目的として、政治的实践とそれを担う政治主体としての市民の存在を重視する政治思想である。そこには、アレクシ・ド・トクヴィル自身の政治思想はもちろん、現代のシテイズンシップ論やいわゆる「新しい市民社会論」などが含まれる。トクヴィル型政治思想は、もはやデモクラシーが所与のものであり、それが今日の市民社会にとって最適の政治制度であるが、現在そのデモクラシーが危機に瀕しているという認識を有している。そのため、トクヴィル型政治思想は、デモクラシーの価値と意義を強く主張する。このデモクラシーの危機に対する認識が、トクヴィル型政治思想とケアのデモクラシー論との共通点である。

しかし、ケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想が理想としている政治の姿は、きわめて対照的である。この違いが生じている最大の要因は、それぞれの政治思想の基礎となっている人間像ないし市民像の違いに由来している。トクヴィル型政治思想が理想と考えるのは、政治的实践に關与する能力と資質を備えた「強い」市民である。これに対して、ケアのデモクラシー論が前提としているのは、身体的・精神的・社会的な制限と脆弱性を抱えた「弱い」人間である。自ずとそれぞれの政治思想が目指すところは異なり、対立的ですらある。だが、本稿は、ケアの倫理やケアのデモクラシー論の視点から、トクヴィル型政治思想を一方的に断罪することを目的としているわけではな

い。ケアの倫理に基づけば、トクヴィル型政治思想はその人間像や市民像の点で批判されるべきものである。しかし、この政治思想は、デモクラシーと市民社会の健全性を担保するにあたって現在でも有効性を失っておらず、示唆的でもある。そのため、現時点においてまず取り組むべきことは、ケアの倫理やケアのデモクラシー論という新たな視点から、西洋政治思想の中核であり、現代デモクラシー理論の根幹を成すトクヴィル型政治思想を再検討することにある。まったく異なる政治主体像を前提とするケアのデモクラシー論の立場からトクヴィル型政治思想を分析すると、そこにはどのような可能性が見出せるのであろうか、どのような問題点が浮上してくるのであろうか。

以上のような問題意識に基づいて、本稿では次のような流れで論を展開していく。

第一に、ケアのデモクラシー論すなわちケアの倫理に基づく政治思想について、その代表的論者であるトロントの議論などを材料として、その特色を明らかにしていく。彼女はケアの倫理と政治学とを融合して、ケアのデモクラシー論を構築した研究者である。トロントの議論を題材とすることによって、ケアのデモクラシー論の骨格を把握することが可能になる。

第二に、市民社会を維持するための政治思想として、トクヴィルの思想を詳細に検討していく。その際のキーワードは「共和政」である。トクヴィルの政治思想はデモクラシーを主題としたものであるが、彼の政治思想の中には「共和政」に対する敬意やこだわりを垣間見ることができると。むしろ、トクヴィルは、デモクラシーという社会全体の平等化において健全な政治を維持するための中核として、「共和政」を考えていた。トクヴィルのデモクラシー論を深く理解するためには、彼が「共和政」という概念に期待した理由について考える必要がある。

第三に、トクヴィル型政治思想における政治主体像の特徴とその問題点について考える。トクヴィル自身の政治思

想を含め、現代のシティズンシップ論や「新しい市民社会論」などのトクヴィル型政治思想は、デモクラシーの形骸化に対する批判と警戒に由来している。そのため、この政治思想では積極的に公的実践に参与する政治主体である「強い」市民の存在を要請する。しかし、「強い」市民を求めることには、特定の政治主体のみを容認して、それに該当しない存在を排除する恐れがある。ここでは、その問題点について考える。

第四に、ケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想の共通点を考え、これらを両立ないし統合する可能性について検討する。ケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想は相反する性格を持ちながらも、これらのいずれも現代のデモクラシーにおける有効性を具備した政治思想であることを明らかにしていきたい。これを検討する際に鍵となる概念は、「協働」である。他者との緊密な関係の構築とそれを基礎とする協働が、デモクラシーを適切に維持するための条件であることを、明確にしていく。

最後に、ケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想の特徴についてあらためて考えたい。ケアの倫理やケアのデモクラシー論によって明らかになったトクヴィル型政治思想の問題点を認識した上で、現代のデモクラシーを考える上でこれらの政治思想がなぜ重要なのかを再確認したい。

一 ケアのデモクラシー論 ケアの倫理に基づく政治思想

ケアの倫理は、一九八〇年代以降、主としてフェミニズムの領域において研究が進められてきた倫理思想である。ケアの倫理には、その他の多くの倫理思想と大きく異なる点がある。他の倫理思想の多くが正義を希求しているのに

対して、ケアの倫理ではケアへの応答と責任、そしてそれを具現化する実践を重視する。これには、ケアの倫理研究の源流であるキャロル・ギリガンによる発達心理学研究が影響している。^① 彼女が心理学研究を通して明らかにしたことは、人間の道徳的成長は正義を重視する自己完結的性格が強いものと、他者との関係性の中での実践を重視するものの二種類が存在するということであつた。このように、ケアの倫理は、当初から具体的な実践を重視する性格を有していた。

ケアの倫理の最大の特徴は、人間の脆弱性 (vulnerability) を重視して、それを人間の条件と考える点にある。トロントは、これを「私たちは皆、ケアの受け手である」という言葉で表現し、ケアを考える上での第一歩であると理解する。^② 近代思想が前提としてきた人間観は、人間が自立的・自律的であり、かつ理性的な存在であるというものであつた。しかし、実際のところ、人間はすべて、ケアを受けることなしに生涯を終えることはない。人間は、少なくとも人生の初めと終焉において、他者による何らかのケアを受けることが必要となる、弱さを抱えた存在である。このような人間観に立てば、近代思想の人間像は、人間の実態を無視した、「強くなければならない」という強迫的な観念に基づくもの^③ということになる。そして、トクヴィル型政治思想はデモクラシーの形骸化を懸念する性格が強いために人間の自立性・自律性を強調するが、これも同様にケアの倫理の観点に基づけば非現実的な政治思想という評価を下されることになるであろう。

政治学の文脈でケアの倫理を検討する場合の問題点になるのが、ケアによって結ばれる関係の非対称性である。要するに、ケアする者とケアされる者との間に生じる不平等な関係である。ケアは、平等で自律した人間や存在の間で発生する活動ではなく、ニーズのある人間とそのニーズに合致したものを提供できる人間との間に発生する活動であ

る。そのため、ケアを受ける人間は、ケアを提供することができない人間に対して、劣位に置かれることになる。そして、そのような関係は、パターナラな関係を生じさせることになる。⁽⁴⁾

かつて、トクヴィルは、デモクラシーを、「境遇の平等」と表現した。⁽⁵⁾ 彼によれば、デモクラシーの本質は、政治を含む社会全体の平等とそれへと向かう傾向(平等化)にある。平等は市民の自由を実現するとともに、社会に活力を与える。他方で、平等は社会に対する無関心を意味する個人主義をもたらし、民主的専制が成立する環境を整える。平等は、美点も欠点も含めて、デモクラシーの最大の特徴である。これに対して、ケアによって結ばれる関係は、不平等が性格となる。そのため、デモクラシーとケアは本質的に相容れない社会・政治概念である。

他方、デモクラシーとケアが相反する特質を有していることは、双方にとってプラスに働く可能性もある。フェミニズム領域において研究されてきたケアの倫理だが、ケア関係の中に生じる非対称的なパターナリズムの弊害やケアを担う役割が主として女性や人種的マイノリティなどに強いられるという現実のため、ケアの倫理はフェミニズム領域において研究されてきたにもかかわらず、しばしばその内部から批判を受けてきた。⁽⁶⁾ つまり、少なからぬフェミニズム研究者の目には、ケアの倫理はパターナルで伝統的な不平等を正当化する理屈として映ってきた。そのため、ケアの倫理に求められることは、かつて自身が批判した正義の観点を摂取することを通して、自身の理論の適正化を図ることである。ケアのデモクラシー論は、その挑戦の一環である。

トロントによれば、ケア関係の持つ非対称性やパターナルな性格を克服するのに必要なことは、デモクラシー的要素をケア関係の中に摂取することである。彼女が目論むのは、すべての人間がケアの受け取り手であると理解することを通して、従来とは異なる新しい平等な市民像を構築することにある。⁽⁷⁾ 親密だが、閉鎖的で不平等なケア関係は、

デモクラシー的な要素を取り入れることを通して、適正化が図られる。他方で、トクヴィル型政治思想に代表されるデモクラシー理論の非現実的な市民像は、脆弱性という人間の真の姿に根ざすケアの倫理によって是正される。このような相互作用から導き出されるケアのデモクラシー論は、ケアの倫理とトクヴィル型政治思想の双方に欠落している要素を相互に補完することを可能にする規準として機能する。デモクラシーは、ケアの倫理やケアのデモクラシー論の適正さを担保する規範となる。他方、ケア関係に内在する最大の問題である非対称性はデモクラシーによって解消され、デモクラシー的な平等関係によってケア関係の健全性が保たれる。

トロントのケアの倫理やケアのデモクラシー論における平等は、ケア提供における平等以上に、ケアに関する責任の平等を意味している。彼女は、次のように述べている。

デモクラシーは、ケアの責任を配分することである。可能な限り完全に、それらの配分にすべての人が参与することを保証すべきものである。⁽⁸⁾

デモクラシーは、ケアに関する責任の配分を中心に置くべきである。デモクラシーにおける市民がこの責任の配分に可能な限り参与できるように保証するべきものである。⁽⁹⁾

トロントが注目するのは、具体的なケアの担い手が誰であるのかということもさることながら、ケアに関する責任の配分のあり方である。非対称的傾向のあるケア関係の適正さを保つためには、ケアの責任の負担が適正なものであ

必要がある。同時に、それは新たなデモクラシーの定義でもある。従来のデモクラシーにおいても公的な実践への貢献は求められてきたが、トロントによれば新たなデモクラシーにおける実践の柱のひとつはケアとなる。つまり、これまで主として私的領域に属するとされてきたケアの性格は一変し、公共的な性格を獲得することになる。それ以上に、これは社会全体の変革を促す動機づけにもなる。つまり、ケア責任の適性配分化への取り組みは、従来は主として女性らにケアに関する負担を強いてきた社会の構造的問題を問い直すことでもある。

トロントは、ケアのデモクラシーの理念を表現するものとして、「共にケアすること」(caring with) という概念を提起する。彼女は、五段階のケアのフェーズを示している。「共にケアすること」は、ケアを最終的に規定する第五のフェーズである。それは、ケアを必要とする人のニーズとそれへのケア提供者の対応が、正義や平等、そして自由に関する民主的な関与に適合したものになっているのかどうかを検証する段階である^⑩。この段階が設定されることによって、ケアの倫理は政治思想としてのケアのデモクラシー論へと理論的に成長する。トロントは、五段階のケアのフェーズの中でも「共にケアすること」を特別視しており、政治概念としてのケアやケアのデモクラシー論を考える上での最重要概念となっている。

「共にケアすること」を重視することは、ケアという実践に必然的に伴う協働に対する評価と直結している。ここでの協働は、ケアを提供する人間たちの協働だけでなく、ケアを提供する人間とケアを受ける人間との相互関係も含まれている。そして、ケアの倫理やケアのデモクラシー論では人間はすべて脆弱性を有すると考えるので、人間はすべて、ケアのつながりの中で生きていくことになり、人間のあらゆる行動はケアということになる。そのため、トロントは、ケアを次のように定義する。

私たちが可能な限りよく生きていくために、私たちの『世界』を維持し、継続し、修復するすべてのことを含む、種としての人類の活動¹¹⁾

このような定義は非常に漠然としている印象を受けるが、人間の特質として脆弱性を考える、ケアの倫理やケアのデモクラシー論に基づけば、このような定義に到達するのは必然といえる。「共にケアすること」は、ケアの性質を考えること、そして人間のあり方を考えることの起点であり、ケアのデモクラシー論を構想することの第一歩であるとともに、それを完成させる段階として位置づけられるのである。

トロントのケアのデモクラシー論によって、協働の意味は変質する。トクヴィル型政治思想をはじめとする従来のデモクラシー理論においても、協働は重視されていた。だが、それは自立的・自律的市民による公的実践に限定されており、女性をはじめとする特定の人々にケアを強いて、彼女らを公的領域から排除することを前提とした協働であった。これに対して、トロントの考えるケアのデモクラシーにおける協働は、脆弱性を抱えた人間によるケア責任の公平な負担を意味している。人間の本質とその問い直し、そしてそこから導き出された協働の再検討を通して、ケアのデモクラシー論は人間の真の姿に根ざした政治のあり方を提起した。¹²⁾

二 市民社会の政治思想としてのトクヴィルの政治思想

トクヴィルは、「デモクラシーの思想家」である。だが、デモクラシーを目指した政治思想家ではない。彼にとつ

て、デモクラシーは目標とすべきものというよりも、適正化・健全化すべきものであった。その適正化・健全化の鍵となる概念が、「共和政」である。

トクヴィルの政治思想の主題は、デモクラシーである。彼は、社会全体の平等とそれへと向かう流れ(平等化)を、デモクラシーと表現した。トクヴィルのデモクラシーは、政治体制にとどまるものではなく、社会全体の傾向性を表現する概念であった。彼は社会全体が平等化していく中で生じるさまざまな影響を功罪の両面から考察したが、彼の議論の中心はやはり政治にある。トクヴィルの考察によれば、平等化を本質として、それを活力としながらも、その悪影響を被るデモクラシーを適切に維持していくためには、中核である政治が公的な実践を重んじる「(民主的)共和政」である必要があった。

トクヴィルは、デモクラシーを主題としている『アメリカのデモクラシー』においても、「共和政」を意識した議論を展開している。彼はその中で、「共和政」の他に、「共和的精神」(esprit républicain)⁽¹³⁾や「民主的・共和的理論」(théories démocratiques et républicaines)⁽¹⁴⁾、「民主的共和政」(république démocratique)⁽¹⁵⁾などの言葉を用いている。トクヴィルの関心の対象がデモクラシーにあったことは間違いないが、彼は自身の政治思想を展開していく中で常に「共和政」という概念もしくは政治体制を意識していた。西洋政治思想において、「共和政」は何ものにも隷属していない自由な状態、具体的には専制的な君主の下にはない状態を指して用いられてきた。他方、デモクラシーは、古代ギリシア以来、悪しき多数者支配として理解されてきた。そのため、「共和政」とデモクラシーは、元々対立概念であったわけではない。しかし、「共和政」の語源が「公共的な事柄」(res publica)であったこともあり、「共和政」は公共性に配慮した政治体制としての性格を帯びることになる。結果的に、「共和政」はデモクラシーと意識的に区別され

る概念となつていつた。¹⁶このような一般的傾向に対して、トクヴィルにおける「共和政」はデモクラシーという文脈で理解されている点に特徴がある。

トクヴィルの「共和政」は、健全かつ適正なデモクラシーの中核となる政治運営のあり方としての性格を有している。彼がアメリカの社会や政治を評価したのは、それが自立的・自律的市民の協働によつて維持されていたためであつた。トクヴィルの理解では、デモクラシーにおいて人々は個人主義の蔓延などにより公共性を喪失していき、最終的には人間にとつて最も重要な規範である自由にとつての脅威となる専制を招来する。トクヴィルはそのようなデモクラシーの悪しき帰結を懸念して市民の協働の重要性を主張しており、彼の政治思想が根本的に有している問題意識は公共性への配慮だといふことができる。

さて、トクヴィルに関しては、アリストクラシー（不平等社会・貴族政・貴族）に対する彼の強い思い入れを指摘する意見があり、それについての研究も存在する。¹⁷アリストクラシーに対するトクヴィルのこだわりは、彼の思想の評価を難しくしている。つまり、デモクラシーを評価しながらも、かつての貴族の姿に憧憬に似た感情を抱き、デモクラシーの健全性を担保するためにはその内部にかつての貴族に擬する存在を認めなければならないというトクヴィルの考えには、貴族主義的な性格も、保守主義的な性格も、古典的自由主義的な性格もうかがえるためである。しかし、この点も、「共和政」や共和主義と関連させて考えると、理解が容易となる。

西洋政治思想において、「共和政」には、悪しき政治体制すなわち専制 (despotism) と対峙する概念としての性格が期待されていた。そのような考え方の代表例としては、モンテスキューが挙げられる。彼は『法の精神』の中で、「共和政」の中に「民主政」と「貴族政」を含め、それらを専制と区別している。¹⁸ここでの「貴族政」とは少数の

人々による合法的統治を指している。重要なことは、そこにおける政治主体としての貴族の性格である。そこでは貴族は王に臣従し、隷属する存在ではなく、自立的・自律的政治主体としての理解されており、だからこそモンテスキューは、「共和政」の中に「貴族政」を含めた。トクヴィルも、モンテスキューの影響を受けた政治思想家のひとりである。そのトクヴィルは、デモクラシーが健全性を維持するためには「貴族的な人格」(personnes aristocratiques)が必要であると考えた。

私はこの世界に貴族政を新たに築くことはできまいと固く信じている。だが普通の市民が団体をつくって、そこに非常に豊かで影響力のある強力な存在、一言で言えば、貴族的な人格を構成することはできると思う。¹⁹

ここでの彼がいう「貴族的」とは、宮廷に伺候する階級としての貴族ではなく、公的な政治的实践に積極的に関与する自立的・自律的政治主体としてのアリストクラシーであった。貴族の出自を持つトクヴィルに、かつての貴族に対する素朴な懐旧の情や、過度なデモクラシーの進展による弊害への警戒心から生じる保守的傾向がなかったとはいえない。しかし、トクヴィルがデモクラシーに対する期待を決して放棄しなかったことを考えると、彼におけるアリストクラシーは「共和政」という概念の内側で理解する必要があるといえる。

トクヴィルにおける「共和政」理解は、二〇世紀以降のハンス・バロンやジョン・ポーコック、クエンティン・スキナーらによって行われた研究におけるそれとは異なっている。二〇世紀以降の共和主義研究における「共和政」は、西洋古代、とりわけ古代ローマの「共和政」概念に由来するものであった。これらの研究はきわめて精緻なものであ

り、ある意味で純粋な形の「共和政」を考察するものであって、今日の「共和政」理解の主流となっている。これに對して、トクヴィルにおける「共和政」は、デモクラシーの範囲内で理解されているものであり、デモクラシーを適切に維持し、運営するための政治体制を指している。

トクヴィルは、彼がアメリカのデモクラシーの基礎と考えたタウンの中に、「共和政」を見出していた。

タウンの内部には、真の政治生活、活発で、完全に民主的共和的な政治生活 (*une vie politique réelle, active, toute démocratique et républicaine*) が支配していた。植民地は依然として本国の支配権を認めていたから、国家の法制は王政である。だがタウンには共和政がすでに完全に息づいている。⁽²⁰⁾

この文章では、「民主的」と「共和的」という二つの語が並列的に使用されており、またタウンの政治体制を指す語として「共和政」が用いられている。ここからは、トクヴィルは市民による主体的な自治政治のことを「共和政」と考え、それをデモクラシーと一体化させて理解していたことがわかる。

また、トクヴィルは、アメリカにおける「共和政」と「共和主義者」について、次のように定義している。

合衆国では、共和主義者は習俗を尊重し、信仰を重んじ、権利を認める。彼らが表明する見解はこうである。すなわち、一国の人民は自由であればあるほど、道徳的で宗教的、そして穩健でなければならぬと言うのである。合衆国で共和政と呼ばれるものは、多数者の穩健な支配である。⁽²¹⁾

ここで、トクヴィルは、穏健な多数者支配を、「共和政」と考えている。西洋政治思想において多数者支配がデモクラシーを意味することを考えると、ここでもデモクラシーと「共和政」は一体視されていることがわかる。習俗や信仰、権利を尊重することは共和主義者の特徴とされ、それはデモクラシーの健全性を維持するための条件と考えられている。

トクヴィルは、広く社会全体の平等化を背景とした多数者支配をデモクラシーと表現したが、その中で適正に運営された、その中核となる政治体制を、「共和政」という言葉で表現している。彼の政治思想によれば、デモクラシーは常に悪性化の危険すなわち専制を招来する危険を内在させている。トクヴィルが「共和政」に期待したものは、デモクラシーの適正化を可能にする内在的契機であった。

以上のことを踏まえて、「貴族的な人格」という言葉についてあらためて考える。貴族という語が使われていることから、この表現はトクヴィルの保守主義的傾向をうかがわせるものとなっているが、彼はデモクラシーに存在すべき人間像として「貴族的な人格」を考えている。トクヴィルが貴族について語る場合、そこには王に隷属しない独立的な政治主体としての貴族に対する評価が含まれている。要するに、貴族は、過去に存在した自立的・自律的政治主体として理解されている。デモクラシーとアリストクラシーは、まったく異なる性格を有する、対立的な社会・政治体制である。本来、デモクラシーにおいて、貴族的な存在を創出することはできない。そのため、ここで「貴族的な人格」と称されているものは、デモクラシーにおける「共和政」の担いうる自立的・自立的市民と解されるべきであろう。トクヴィルにおいて、デモクラシーの中核に位置する、「共和政」を担うことができる自立的・自律的市民は、デモクラシーの悪性化を防ぎ、自由を擁護する存在として位置づけられているのである。⁽²²⁾

三 トクヴィル型政治思想における政治主体の問題点

トクヴィルの懸念は、デモクラシーの悪性化にあった。そのため、彼は殊更にデモクラシーの理想形を強調した。トクヴィルによれば、自ずと進展していくデモクラシーの形骸化を防いで、その健全性を維持するためには、市民は公的実践のために貢献する存在である必要がある。

一九九〇年代以降登場した、ジョン・キーンらによる、いわゆる「新しい市民社会論」は、程度の差はあるが、その多くがトクヴィルの直接的間接的影響を被っている。²³「新しい市民社会論」は、近代以来のリベラル・デモクラシーの形骸化への批判と反省から、参加型デモクラシーを特徴とするトクヴィルの政治思想を評価するに至った。トクヴィルの政治思想は「新しい市民社会論」に対してその基礎となる理論的枠組みを与えたということが可能であり、また「新しい市民社会論」はトクヴィルの政治思想の現代的解釈ということができる。「新しい市民社会論」の特徴は中央集権の抑制や多元性の擁護、社会規範の涵養、そして信頼と協働の一般化にあり、その理論内で市民社会は安定的なデモクラシーの基礎であり、特定のグループによる支配や反民主的な力に対する防壁の役割となる。そして、この中から「ネオ・トクヴィリアン」と呼ばれる人々が現れる。²⁴

また、「新しい市民社会論」よりも遅れて登場してきた現代のシティズンシップ論も、今日のデモクラシーに危機感を抱いて登場した政治思想である。シティズンシップ研究が活性化した契機は一九九八年に発表された、いわゆる「クリック・レポート」に求められるが、これは形骸化したデモクラシーを幅広く実践的な市民教育を通して再活性化を目論むものであった。ここでも、課題となるのは、政治主体としての意識を喪失した、換言すれば市民の資質を

失った人間の存在であった。

トクヴィルと「新しい市民社会論」、そしてシティズンシップ論などのトクヴィル型政治思想の提唱者は、問題意識を共有している。トクヴィルがデモクラシーの未来を予測して、それがもたらす弊害を懸念し、それへの対処を考えたのに対して、「新しい市民社会論」の提唱者にとってデモクラシーの形骸化は目前の現実であった。いずれも、デモクラシーがもたらす弊害に危機感を覚え、デモクラシーを支える市民という存在を重視し、それによる強靱な政治体制としてのデモクラシーを主張する。

ベンジャミン・バーバーは、自身が理想とするデモクラシーを「ストロング・デモクラシー」(strong democracy)と呼び、それを次のように定義している。

ストロング・デモクラシーは、参加制デモクラシーの際立つて現代的な形式である。市民は同質の利害によってではなく市民教育によって結合されるのであり、また、利他主義やその他のよき性質によってではなく市民的態度と参加制によって共通目的を抱き相互作用を為すことができるのであり、それは市民による自己統治社会という觀念に依拠している。ストロング・デモクラシーは対立的政治、多元制社会、活動領域の公私の峻別に共鳴し、また実際、それらに依拠しているのである。それは現代社会の規模と高度技術に本質的に相反するものではなく、したがって古ぼけた共和主義や皆が見知り合いの偏狭な地方主義とも結びついていない。それは、デモクラシーの仮面をかぶった、エリートと大衆とによる西欧的政治に挑戦するものであり、また、道具主義、代議制、リベラル・デモクラシーの三つの性質を包含した、シン・デモクラシーと呼び習わすものに適切な代替を提示しようとするもの

である。⁽²⁵⁾

また、バーバーは、ストロング・デモクラシーを、このようにも表現している。

独自の根拠が欠如している場合に、現行の、自己立法に近い参加制のプロセスにより、また依存的で私的な個人を自由な市民に変え、部分的で私的な利益を公共善に変えることのできる政治共同社会を創造することにより、対立を解決する参加政治⁽²⁶⁾

ストロング・デモクラシーという概念からわかるのは、そこでは自然的に誕生して成長する「人間」ではなく、意識的に成長し活動する政治主体としての「市民」が区別され、市民社会における前者に対する後者の優位が主張されていることである。ここでは、デモクラシーの健全性を維持するためには、現実に生きている人間という存在から、市民という名の積極的政治主体に転換することが必要だとされている。それは人々に意識的な行動を要求するものであり、だからこそそのような営みを通して実現される政治体制は「ストロング」(強靱な)という言葉で表現されることになる。

他方、バーバー自身も述べているように、彼のストロング・デモクラシーを含む「新しい市民社会論」の提唱者の多くは、古代以来の「共和政」や共和主義と自らの政治思想との区別を強調する。彼らの多くが、西洋古代に起源を持つ狭義の「共和政」や共和主義は価値の多様化が進んだ現代のデモクラシー社会において有効性を持ち得ないとい

う認識を有している。⁽²⁷⁾ あくまでも、「新しい市民社会論」は、現代のデモクラシーにおける議論なのである。

同様に、トクヴィルによる「共和政」評価も、デモクラシーの範囲内のものである。彼も、過度の公的犠牲を要求する可能性のある伝統的な「共和政」がもはや成立不可能であることは、十分に認識していた。それがわかるのが、「利益の正しい理解」(intérêt bien entendu)の説である。⁽²⁸⁾ これは、アメリカ社会においては過度の献身的な道徳は存在しないかわりに、人々が適度な利己心に基づいて行動し、結果的にそれが政治や社会に秩序を与えているという、トクヴィルの見解である。しかし、それでもなお、デモクラシーが市民の参加を前提としたものである以上、人々には市民という存在へと成長することが求められており、さらにその市民という立場で政治的实践に貢献することが要求されていることに変わりはない。トクヴィルは、単なる人間ではなく、デモクラシーを維持する市民という存在を明確に欲している。

ケアの倫理やケアのデモクラシー論に基づけば、「新しい市民社会論」にしても、同時期に盛んに研究されたシティズンシップ論にしても、またそれらの源流であるトクヴィルの政治思想にしても、非現実的で、不自然な主体像に基づいた政治思想という評価を下されることになる。この点に関しては、岡野八代が詳細に論じている。

岡野によれば、近代のシティズンシップ論は、暴力的な包摂という、排除に基づく政治思想である。そこでは、「自由な「主体」」が前提とされていることから、「公的に排除されたもの―依存者・依存を巡る諸活動・依存者をケアする者など―は、あたかも忘却されたかのようにどこにも存在しない」ものとして扱われている。⁽²⁹⁾ 近代の政治思想における包摂は、「暴力に与する政治的主体(＝男性市民)を、普遍的な理性の下に、ある統一体へと統合していく力であった」⁽³⁰⁾。そして、現代のシティズンシップ論は、「国民国家の構成員をいかによりよく―その基準についても、公

正さなのか、あるいは善き市民としてなのか、というように大きく異なる「包摂するか」⁽³¹⁾を指すものであった。

フェミニズムやそれから派生したケアの倫理、そしてケアのデモクラシー論の考えでは、トクヴィル型政治思想が前提としている人間像すなわち市民像は、健康で経済的にも自立した成人男性市民をモデルとしたものとなる。この政治思想は「強い」市民という特定のモデルにすべての存在を押し込めることを求め、それに含まれない（そのような市民像に到達できない）存在を排除することによって成り立っている。つまり、近代以来、現代に至るまで、西洋の政治や社会を形成してきた政治思想は、上記のような暴力性に依拠していた。そして、近代の企ての再生を試みる「新しい市民社会論」やシティズンシップ論は、近現代政治思想の理想の再生を目指すあまり、それが本質的に有する暴力性に無頓着であり、それどころかかえってその問題点を大きくしてしまう危険を有している。

ケアのデモクラシー論は、人間の本质と現実を直視する政治思想である。これに対して、「新しい市民社会論」やシティズンシップ論は、市民という理想を掲げること、デモクラシーの再活性化を図るものである。ケアの倫理を無視することは現実から目を逸らすことであり、トクヴィル型政治思想の理念を否定することはデモクラシーの形骸化を是認することになる。現代における適切なデモクラシーを考えるのであれば、これらの相反する二つの政治思想の何らかの形で結び付けることが必要となる。

四 ケアの倫理とトクヴィル型政治思想を結ぶもの

ここまでケアの倫理やケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想の相違点を強調してきたが、これらのいずれ

もが現代のデモクラシーに必要なとするならば、私たちはこれらの共通点を模索する作業が必要となるであろう。ケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想の第一の共通点は、「経済」に対する警戒心である。

トクヴィルはデモクラシーを支持する中心的階級として中産階級を想定しているが、彼ら彼女らは穏健な性質を持ち、一定の政治的知識と経験を有している反面、個人主義に陥った、物質的幸福を積極的に求める階級でもある³²。中産階級は何より安楽を求めているが、現実的には流動的な社会の不安定の中で生きなければならぬ。これが彼女ら彼女らを経済的安定の追求に向かわせる。同時に、デモクラシーにおいて中産階級は支配階級であるため、自らの意のままに政治をコントロールすることができる。問題は、経済的安定に対する過度の思い入れが、西洋政治思想において最も重視されてきた自由を毀損する危険があることである。人々は物質的利益を求めあまり、専制的な政治体制であったとしても、経済的な安楽を提供することができる政治体制を希求するようになる。西洋政治思想において忌避されてきた専制ですら、経済的安定のために積極的に求められる。もはや中産階級にとっての最大の関心は経済的安定であり、政治において求められるものも経済的安定となる。つまり、デモクラシーが進展するのに伴って、経済による政治の侵食が進んでいくことになる。トクヴィルの政治思想の課題は、デモクラシーによって引き起こされるこのような問題を克服することにあつた。

トクヴィルの問題意識を継承するトクヴィル型政治思想が取り組んできた課題も、同様のものであつた。トクヴィル型政治思想が盛んに議論されていた一九九〇年代以降は、いわゆる新自由主義が幅を利かせるようになり、金融資本主義が過剰に発達した時期であつた。前述のバーバーも資本主義による政治の侵食を懸念しており、彼がストロング・デモクラシーという概念を主張したのもそのような背景があつたためである³³。

経済の伸張に対する懸念という点では、ケアの倫理やケアのデモクラシー論も共通している。これらが危惧しているのは、「市場第一民主主義」(market-foremost democracy)の台頭である。これは、新自由主義の拡大とその影響によってデモクラシーの性格と方向性が左右されている状態を指し、そこでは「自己責任」(personal responsibility)が責任というものの唯一の形として過大に評価されている⁽³⁴⁾。これに対してケアの倫理やケアのデモクラシーも責任を重視するが、それはあくまでも「関係的」(relational)なものである⁽³⁵⁾。一個人に完結した責任概念と他者との関係の中で認識される責任概念を隔てる根本的なものは、人間という存在が本質的に有する脆弱性への理解である。「人間はひとりでは生きていくことはできない」という認識の有無が、この意識の違いにあらわれている。そして、ケアのデモクラシー論の理解では、自己責任という概念は、個人間と公共領域に不平等をもたらす点で反民主的なものであると判断される⁽³⁶⁾。

トロントのケアのデモクラシー論は、前述の通り、五段階のフェーズで構成されている。このうち、第二フェーズの「配慮すること」の特質と第四フェーズの「ケアを受け取ること」の特質として、彼女が挙げているのが、「責任性」(responsibility)と「応答性」(responsiveness)である⁽³⁷⁾。前者は他者のニーズを認識して、それを満たすための負担を負うことに関する道徳的性格を指し、後者はケアが行われた後にその内容を検証する際に求められる道徳的性格を指す。これらの概念からわかるように、ケアとは他者との関係性の中で行われる実践のことである。他者が直面している苦難をニーズとして認識し、それに応答する(respond)することが、ケアの骨格となる。そして、このケアのフェーズは、「共にケアすること」(caring with)という段階を迎えて完成する。つまり、ケアとは、他者と協働することを意味する。そして、この協働が、ケアの倫理やケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想との第二の共通

点として浮上することになる。

トクヴィルは、協働を、association という言葉を使って表現している。一般に association には「結社」という訳語が採用されているが、トクヴィルは人間が自発的に他者と共に行う活動全体としての意味をこの語に託しているため、協働という表現の方が適切である。彼はこれを人間の本性と考える。

単独で行動する自由に次いで人間にもつとも自然な自由は、仲間と力を合わせ共同で行動する自由である。だから私には、結社（協働）の自由は個人の自由とほとんど同じように、人間の本性から奪いえないように思われる。³⁸

トクヴィルは、協働を、人間の条件であると同時に、デモクラシーを構成する市民の条件でもあると考える。人間は本性として他者との協働を必要とするが、これはデモクラシーにおいてはなおのことである。健全なデモクラシーに必要不可欠な市民の実践を引き出すためには、他者との協働が求められる。そして、それは人間が真の意味で人間らしくあるための条件でもある。

他方、ケアの倫理やケアのデモクラシー論では、協働は「共にケアすること」として顕れることになる。ケアは、他者との協働を通して完成される。そもそも多くのケアは他者によってなされるため、本質的に協働という要素が強い。ケアのデモクラシー論はとりわけその点を強調して、ケアの倫理とデモクラシーの理論を結び付けることを試みている。

このように、トクヴィルを源とするトクヴィル型政治思想とケアのデモクラシー論は、協働という実践を重視する

点において共通している。しかし、これらそれぞれの協働の性格は大きく異なっている。トクヴィルやトクヴィル型政治思想における協働は、人間の脆弱性に対する配慮は見られない。そのため、協働という要素を媒介としてトクヴィル型政治思想とケアのデモクラシー論を結び付けるためには、協働というものの性格について再考する必要がある。

トクヴィル型政治思想における協働がケア的要素に欠ける最大の理由は、それが厳格な公私二元論に立っていることにある。トクヴィルは、政治の外部的条件が政治に与える影響を重視した政治思想家であり、社会的・文化的諸条件が狭義の政治に大きな影響を与えると考えた。しかし、同時に、彼は、政治という実践の公的性格を強調して、反対に日常生活などの私的要素が政治にマイナスの作用を及ぼすことを懸念した。そのため、トクヴィルは、私的領域（政治以外の領域）による公的領域（政治）の侵食を警戒した。

これに対して、トロントがケアのデモクラシー論で主張するのは、公的実践としてのケアの重要性である。ケアは、基本的に私的で親密かつ閉鎖的なものであり、それによって実現される密接さはケアの長所でもあるが、ケアする者とケアされる者の間に生じる非対称性といった弊害も併せ持っている。このようなケアの弊害を防止するためにも、私的領域とされていたケアにデモクラシーの公共性を導入することが必要となる。反対に、デモクラシーにも、ケアの要素が求められる。要求されるのは、脆弱性という人間の現実を直視したデモクラシーの再構築である。このような問題意識に立つケアのデモクラシー論に、公私を明確に分離する方向性は存在しない。それよりもむしろ、そこでは、公私の峻別を放棄することを通して、ケアによるデモクラシーの適正化とデモクラシーによるケアの適正化の両方の実現が積極的に目指されている。ケアのデモクラシー論は、ケアという協働の性格を見直すことを通して、すな

わち公私双方の領域を接続する実践概念としてケアを再定義することによって、公的領域としてのデモクラシーの再生を図るとともに、公共的見地に基づく私的領域の適正化を実現するための行動理論としての性格を持っているのである。

おわりに

本稿の目的は、冒頭にも示した通り、ケアの倫理やケアのデモクラシー論の視点から現代のデモクラシー理論の中核であるトクヴィル型政治思想を再検討することにある。

トクヴィル型政治思想は、いふなればデモクラシーを考える上での正論である。自立的・自律的市民の主体的な実践によって健全なデモクラシーを実現しようとするその政治思想は、デモクラシーの弊害を予見したトクヴィルによって提唱され、後に実際に形骸化したデモクラシーを目にした論者に支持された。これらの人々に共通しているのは、デモクラシーの墮落に対する危惧であり、だからこそ市民の主体的な政治的实践を殊更に強調するに至った。しかし、その結果、トクヴィル型政治思想は、過度に理想化された政治主体を前提とした非現実的な政治思想となり、その市民像に合致しない人々の排除を伴うものとなった。

これに対して、ケアのデモクラシー論は、人間の現実の姿に着目した政治理論である。それは、脆弱性を抱えた人間を前提として構築された政治思想であり、あらゆる人間の包摂を可能にする理論である。このケアのデモクラシー論の問題提起によって、長く西洋政治思想が理想化してきた自立的・自律的市民によるデモクラシーの問題点が明らか

かにされた。

しかしながら、ケアのデモクラシー論も問題を抱えている。その最大のものは、具体性の欠如である。ケアのデモクラシーといっても、ここでは具体的にどのような行為や実践、態度が求められるのか、不明確な部分が多い。ケアのデモクラシー論が政治思想としての資格を備えるためには、ケアというものの内実を政治思想の中で理論的に確立するだけでなく、政治的实践としてのケアというものの姿を明らかにしていく作業が不可欠となる。

正論である以上、私たちは、トクヴィル型政治思想を否定することはできない。やはり、トクヴィルやその思想的後継者たちの指摘は的確なものであり、それを否定した場合にはデモクラシーにおけるモラル・ハザードが発生することになるであろう。今日の政治や社会は価値というものが絶え間なく流動化しており、特定の倫理規範を強調することに対する警戒感は今後ますます強まっていくことであろう。しかしながら、一定の秩序が存在しない限り、デモクラシーを安定的に維持していくことが困難であるのも事実である。そうであるならば、私たちは、デモクラシーに関する規範を常に批判的に検証しながら、それを適正化していく努力を継続していかなければならない。

詰まるところ、トクヴィル型政治思想にしても、ケアのデモクラシー論にしても、それを支える政治主体は一定の公的な貢献をしなければならず、それを可能にするための「強さ」を身につけなければならない。だが、ケアのデモクラシー論が求めるのは、従来の政治思想が前提としてきたものとは異なる、人間の「弱さ」を踏まえた市民の「強さ」である。「弱さこそ強さである」という逆説を、理論的にも、実践的にも、明らかにしていく作業が今後は求められることになる。

※本稿は、科研費・基盤研究(C)「ケアの倫理による近現代政治理論の「主体性」概念の再検討」（一九K〇一四八四）によるものである。

【参考文献】

- 植村邦彦『市民社会とは何か 基本概念の系譜』（平凡社、二〇一一年）。
- 宇野重規『トクヴィル 平等と不平等の理論家』（講談社学術文庫、二〇一九年）。
- 岡野八代『フェミニズムの政治学 ケアの倫理をグローバル社会へ』（みすず書房、二〇二二年）
- 杉本竜也「社会契約説とケアの倫理における人間像・市民像の比較考察 理性の絶対視・絶対化の功罪」『法学紀要』第六〇巻、二〇一九年、二五五―二八七ページ。
- 杉本竜也「ジョアン・トロントの『ケアのデモクラシー』論」『法学紀要』第六二巻、二〇二二年、六三―八四ページ。
- バーバー、ベンジャミン R.、山口晃訳『〈私たち〉の場所 消費社会から市民社会をとりもどす』（慶應義塾大学出版会、二〇〇七年）。
- バーバー、ベンジャミン R.、竹井隆人訳『ストロング・デモクラシー 新時代のための参加政治』（日本経済評論社、二〇〇九年）
- ハミルトン、A. / ジェイ、J. / マディソン、J.、斎藤眞 / 中野勝郎訳『ザ・フェデラリスト』（岩波文庫、一九九九年）。
- モンテスキュー、野田良之 / 稲本洋之助 / 上原行雄 / 田中治男 / 三辺博之 / 横田地弘訳『法の精神』（上）（岩波文庫、一九八九年）。
- 山口定『市民社会論 歴史的遺産と新展開』（有斐閣、二〇〇四年）。
- Edwards, Michael, *Civil Society 4th Edition* (Cambridge: Polity, 2020)
- Gilligan, Carol, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development* (Cambridge, Massachusetts: Harvard

University Press, 2003).

Held, Virginia, *The Ethics of Care: Personal, Political, and Global* (Oxford: Oxford University Press, 2006).

Jaume, Lucien, Translated by Arthur Goldhammer, *Tocqueville: The Aristocratic Sources of Liberty* (Princeton: Princeton University Press, 2013).

Tocqueville, Alexis de, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, Bibliothèque de la Pléiade (Paris: Gallimard, 1992). クヴィル、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第一卷(上)(岩波文庫、二〇〇八年)。

Tronto, Joan C., *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care* (New York: Routledge, 1993).

Tronto, Joan C., *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice* (New York: New York University Press, 2013).

Tronto, Joan C., *Who cares?: How to reshape a Democratic Politics* (Ithaca: Cornell University Press, 2015). トロント、ジョアン・C・岡野八代訳『ケアするのは誰か? 新しい民主主義のかたち』(白澤社、二〇二〇年)。

(1) Gilligan, Carol, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development* (Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 2003).

(2) Tronto, Joan C., *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice* (New York: New York University Press, 2013), p. 146.

(3) 杉本竜也「社会契約説とケアの倫理における人間像・市民像の比較考察 理性の絶対視・絶対化の功罪」『法学紀要』第六〇巻、二〇一九年、二五九ページ。

(4) Tronto, Joan C., *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care* (New York: Routledge, 1993), pp. 145-146.

(5) Tocqueville, Alexis de, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, Bibliothèque de la Pléiade (Paris: Gallimard,

- 1992), p. 3. トクヴィル、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第一卷(上)(岩波文庫、二〇〇八年)九ページ。
- (9) Held, Virginia, *The Ethics of Care: Personal, Political, and Global* (Oxford: Oxford University Press, 2006), p. 22. ヴァージニア・ヘルドによれば、フェミニズム研究者によるケアの倫理に対する批判は、ケアの倫理が持つ伝統的規範との共通性に対する警戒感に由来する。
- (7) Tronto, *Caring Democracy*, p. 29.
- (8) Tronto, Joan C., *Who cares?: How to reshape a Democratic Politics* (Ithaca: Cornell University Press, 2015), p. 15. トロント、ジョアン C.、岡野八代訳『ケアするのは誰か? 新しい民主主義のかたちへ』(白澤社、二〇一〇年)二九ページ。訳は、本稿著者による。
- (9) Tronto, *Caring Democracy*, p. 30.
- (10) Tronto, *Caring Democracy*, p. 23. トロントは、五段階のケアのフェーズを考えている。第一に充足されていないケアのニーズに気づく「気遣うこと」(caring about)、第二にケアのニーズを確実に満たすという責任を認識する「配慮すること」(caring for)、第三に実際にケアを実践する「ケアすること」(care-giving)、第四に適切なケアが提供されたのかを検証する「ケアを受け取ること」(care-receiving)、そして第五に「共にケアすること」がある。トロントは、初期の思想展開においてケアを四段階に分類していたが、現在彼女はそれらを完成する段階として「共にケアすること」を付け加えている。
- (11) Tronto, *Moral Boundaries*, p. 103. Tronto, *Caring Democracy*, p. 19. Tronto, *Who Cares?*, p. 3. 邦訳二四ページ。
- (12) 本稿全体も同様であるが、特に本節は拙稿「ジョアン・トロントの『ケアのデモクラシー』論」で得られた知見を参考としてまとめられている(杉本竜也「ジョアン・トロントの『ケアのデモクラシー』論」『法学紀要』第六二巻、二〇一二年、六三―八四ページ)。
- (13) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 29. 邦訳第一卷(上)四六ページ。
- (14) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 35. 邦訳第一卷(上)五五ページ。
- (15) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 231. 邦訳第一卷(下)六六ページ。

- (16) トクヴィルも強い影響を受けている『ザ・フェデラリスト』も、デモクラシーと「共和政」を明確に区別している。ただ、この著作における「共和政」は、直接民主政デモクラシーの弊害を匡正する機能を有する代表制を指している（A. ハミルトン／J. ジェイ／J. マディソン、斎藤眞／中野勝郎訳『ザ・フェデラリスト』（岩波文庫、一九九九年）六〇―六一ページ）。
- (17) Jaume, Lucien, Translated by Arthur Goldhammer, *Tocqueville: The Aristocratic Sources of Liberty* (Princeton: Princeton University Press, 2013).
- (18) モンテスキュー、野田良之／稲本洋之助／上原行雄／田中治男／三辺博之／横田地弘訳『法の世界』（上）（岩波文庫、一九八九年）五一―五九ページ。
- (19) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique II)*, pp. 842-843. 邦訳第二卷（下）二六七ページ。
- (20) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 44. 邦訳第一卷（上）六六ページ。
- (21) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 460. 邦訳第一卷（下）三八八ページ。
- (22) 宇野重規は、トクヴィルの関心が、共和政ではなく、デモクラシーすなわち政治制度を実際に動かしている社会的ダイナミズムに向けられていることを強調している（宇野重規『トクヴィル 平等と不平等の理論家』（講談社学術文庫、二〇一九年）五一―五四ページ）。トクヴィルの政治思想の最大の特徴は政治や社会を包括するデモクラシーという大きな平等化の流れに注目している点にあるが、彼はデモクラシーが政治もたらす影響を全面的に肯定しているわけではない。これに対して、トクヴィルが「共和政」という言葉を使用する際、そこに否定的な意味合いが含まれていることはない。彼も古代共和政のような政治体制をそのまま復活させるようなことは考えていないし、そのような企ては否定するであろう。だが、彼の記述には、悪性化する恐れのあるデモクラシーの健全性を維持するものとしての「共和政」に対する期待がうかがえる。本稿では、デモクラシーという新たな社会的傾向の中であって「共和政」という概念を重視した意味を重視したい。
- (23) ここでいう「新しい市民社会論」は、日本における社会民主主義的な研究活動や政治運動の中で形成されてきた市民社会論の影響も受けながら、一九九〇年代の社会主義体制の急速な減衰以降に主張されるようになってきた、デモクラシーの再活性化を希求する政治思想のことである。この流れについては、山口定『市民社会論 歴史的遺産と新展開』（有斐閣、

- 二〇〇四年)、植村邦彦『市民社会とは何か 基本概念の系譜』(平凡社、二〇一一年)に詳しい。
- (24) Edwards, Michael, *Civil Society 4th Edition* (Cambridge: Polity, 2020), pp. 5-6.
- (25) バーバー、ベンジャミン R.: 竹井隆人訳『ストロング・デモクラシー 新時代のための参加政治』(日本経済評論社、二〇〇九年)二〇五―二〇六ページ。
- (26) バーバー、『ストロング・デモクラシー』、二二五ページ。
- (27) 「新しい市民社会論」に対して、コミュニティアニズム、とりわけアラスデア・マッキンタイアに代表される初期のそれは、古代以来の「共和政」や共和主義に対する警戒心は希薄である。それは、現代のデモクラシーに対する評価の違いに起因すると考えられる。
- (28) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique II)*, pp. 635-641. 邦訳第二卷(上)二二一―二二二ページ。
- (29) 岡野八代『フェミニズムの政治学 ケアの倫理をグローバル社会へ』(みすず書房、二〇一二年)一九ページ。
- (30) 岡野、『フェミニズムの政治学』、二七ページ。
- (31) 岡野、『フェミニズムの政治学』、二二九ページ。
- (32) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique II)*, pp. 643. 邦訳第二卷(上)二二四ページ。
- (33) バーバーは『〈私たち〉の場所 消費社会から市民社会をとりもどす』等の著作もあるが、それらは一貫した問題意識の中でまとめられたものである。
- (34) Tronto, *Who cares?*, pp. 24-25. 邦訳五〇ページ。
- (35) Tronto, *Caring Democracy*, p. 50.
- (36) Tronto, *Caring Democracy*, p. 43.
- (37) Tronto, *Caring Democracy*, pp. 34-35.
- (38) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 217. 邦訳第一卷(下)四六ページ。カッコによる補足は本稿著者によるものである。